

第291回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年9月28日(月)15:00～15:27

場 所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第291回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

　本日の議題は議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては公開案件でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、傍聴者を受け付けず、後日、議事録を速やかに公開する。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談する。このような取扱いにしたいと考えております。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、今、お話のあったように、本日の議事を進めたいと思いますが、御異存ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

では、議題1についてです。経済産業省令等の改正の建議について。これは伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官　資料3をお開きください。経済産業省令等の改正の建議についてでございます。趣旨の欄を御覧ください。経済産業省令等の改正を経済産業大臣に建議することについて、御審議いただくものでございます。

　まず一般送配電事業者等において、仮に不適切な工事発注等による不当な支出増があった場合には、規制料金における超過利潤を減少させ、ひいては値下げ余地の縮小

につながる可能性がございます。規制料金における値下げ余地の縮小をより確実に防止するためには、以下のような仕組みを導入することが適当と考えてございます。

まず①としまして、電気事業託送供給等収支計算規則を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にする。経過措置料金に係る超過利潤の計算も同様です。②、これまでも実施してきた監査及び事後評価において、今後は改正された計算規則どおり運用しているかどうかについても確認する。つきましては、次ページの案のとおり、経済産業省令等の改正を経産大臣に建議することとしたいと考えてございます。

建議の内容について、再度、同じ内容ですが、御確認をお願いいたします。まず1. 電気事業託送供給等収支計算規則を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にすること。2. 審査基準を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にすること。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、各委員から御質問、御意見ををお願いいたします。

圓尾委員、何かありますか。

○圓尾委員 大丈夫です。

○八田委員長 これは、この間の事件を踏まえて、きちんとした対応ができるようになると思いますので、やるべきことだと思います。今後、これが決まってから適用されるということですから、それも意味があると思います。

ほかの委員の方は御意見ございますか。

○北本委員 今回の建議は不適切な発注・契約等を発生させない内部統制の構築・強化をしていただきたいという趣旨だと思いますので、その点、よろしく願いしたいと思います。

○八田委員長 林委員はよろしいですか。

○林委員 林です。私も、やはりしっかり建議していくということで、新しい方向に導いていくことは非常に大事だと思っております、我々、委員会のあるべきアクションだと思っておりますので、この方向でいいと思います。ありがとうございました。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、事務局の案のとおり、事務局として経産大臣に建議することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

次は議題2です。令和元年度監査結果について。これも伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官　　資料4を御覧ください。令和元年度監査結果についてでございます。趣旨の欄を御覧ください。令和元年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、経済産業大臣への報告及び委員会ホームページへの公表を行うに当たり、事務局案について御審議いただくものです。御了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたいと考えてございます。

主なポイントです。令和元年度監査結果を経済産業大臣へ資料4-1及び資料4-2により報告するとともに、資料4-3により委員会ホームページにおいて公表したいと思っています。なお、公表に際しては事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する方針でございます。

まず監査結果の要旨として、1. 電気事業、主な重点監査項目です。①として、工事費負担金の分割払が認められる基準が整理・明確化されたこと等を踏まえ、工事費負担金の精算が適切に行われているか等を重点的に確認しました。

②託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施することから、昨年度に引き続き自社送配電外部部門との社内取引に係る収益及び費用計上や、調整力に係る費用計上が適切に行われているかを重点的に確認しました。監査の結果、6事業者において10件の指摘事項があり、所要の指導を行ってございます。

(3)として、指摘事項の状況でございます。

次にガス事業でございます。(1)として、主な重点監査項目でございます。①昨年度の監査において指摘事項が多数検出されたこと、また、託送料金に係る事後評価に際しては、引き続き託送収支計算書を基に実施することから、ガス導管事業者の託送収支について重点的に確認しました。

②平成30年度のガス導管事業者の収支状況等の事後評価において、内管工事に係る収支が適正に管理されていないケースがあることが明らかとなり、各一般ガス導管事

業者に対して適正に管理するよう、資源エネルギー庁から周知を行ったところ。これを踏まえ、各社が内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理されているかを重点的に確認してございます。監査の結果として、地方局を含んでいますが、120事業者において212件の指摘事項があり、所要の指導を行ってございます。

(3)として、指摘事項の状況でございます。括弧書きのほうが本省でございまして、本省は12件、指摘事項がございました。

続きまして、スライド4を御覧ください。大臣への報告。電気でございます。主文のところに、電気事業法の規定に基づき、別添のとおり報告しますとさせていただいてございます。

次のページに別添が載ってございます。各項目の内容の説明は省略させていただきますが、構成は昨年度と同様でございます。1. 監査の目的、2. 監査対象期間及び監査実施期間、3. 監査実施者及び実施の方法、4. 監査の内容、5. 一般送配電事業者の監査の結果でございます。ここは内容としてですが、監査の結果、6事業者において10件の指摘事項がありました。これにつきましては、電事法に基づく経産大臣への勧告を行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行ったということでございます。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりで、詳細は別紙のとおり、12ページに掲載してございます。こちらが詳細でございます。

次にガスでございます。こちらがガス事業法の規定に基づき、別添のとおり報告しますとさせていただいてございます。

別添が、これも電気と同様でございますが、各項目の内容の説明は省略させていただきます。同じように、1. 監査の目的、2. 監査対象期間及び監査実施期間、3. 監査実施者及び実施の方法、4. 監査の内容、5. として、一般ガス導管事業者の監査の結果でございます。ここにつきましても、監査の結果、120事業者において212件の指摘事項がございました。これについてはガス事業法の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行ってございます。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりでございます。これも括弧書きが本省でございまして、別紙として、21ページから33ページに詳細を載せてございます。

34ページをお開きください。委員会ホームページに掲載するプレスリリース案でございます。括弧書きのところですが、「本日、電力・ガス取引監視等委員会は、令和元

年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします」。1. で概要、2. 添付資料としてございます。添付資料につきましては、先ほど御説明した大臣への報告と同様のものを添付します。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願います。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、各委員から御質問、御意見ございますでしょうか。

北本先生、大丈夫ですか。

○北本委員 引き続き、きちんと重要なポイントについては監査を続けていただきたいと思います。

○八田委員長 それでは、事務局の案のとおり、委員会として経済産業大臣に報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異論がございませんでしたので、案のとおり大臣に報告し、ホームページに掲載することにいたします。ありがとうございました。

では、議題3です。一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について。これは高橋管理官から御説明をお願いいたします。

○高橋管理官 ネットワーク事業監視課の高橋でございます。資料5を御覧ください。

東京ガスから託送供給約款の変更認可申請についてです。現在、東京ガスの供給区域には東京地区等と群馬地区と四街道12A地区という3つが存在しますが、国産天然ガスを原料としていた四街道地区を、このたび東京地区等に併合するという内容の託送供給約款の変更認可申請がありました。これに対する意見聴取がまいりましたので、その回答について御審議いただきたいと思います。

経緯でございますけれども、4年前、東京ガスは旧千葉ガスというのを併合しまして、四街道地区を東京ガスの供給区域に含めました。四街道地区は東京地区等とガスの種類が異なりましたので、東京地区とは異なる託送料金とか、その他の供給条件を定めたということです。その後、東京ガスは四街道地区と東京地区等のガスの種類を同一として、ガス供給の維持運用オペレーションの効率化とか供給安定性の向上を図るため、これに向けて設備工事を進めてきたところです。今般、その設備工事が完了

しましたので、四街道地区を東京地区等に併合するという申請内容でございます。

10月30日から適用したいということでございます。

主な託送条件の変更点なのですが、四街道地区の方につきましては、今、41MJのところは45MJになる。それから、立法メートル当たりの料金は64.03円から20.70円になるということでございます。

ちなみに四街道地区の御案内ですが、水色が今の東京ガス供給区域となっております。この赤い地点が千葉県の上野地区となっております。今、右のピンクのパイプラインから国産天然ガスを供給しておりますが、今後はこれを廃止して、こちらの水色の地域と同一の熱量で供給するということでございます。

審査内容なのですが、まずガス事業の託送料金算定規則に基づく審査です。これにつきましては、これから御紹介する条件に該当すれば、併合する側の託送料金をもって、併合後の託送料金とすることができるように定められております。これにつきましては2点、審査内容がございまして、1つ目は事業譲渡等の場合に該当するかどうかということ。2つ目は、料金算定への影響が軽微であるかどうかという点でございます。

1つ目の事業譲渡等の場合に該当するかどうかですが、こちらは省令で資料のとおり定められておまして、併合される地域の四街道地区のガスメーター取付け数は1万5,982件で、併合する地域の東京地区等のガスメーター取付け数が約1,167万件ありますが、これを割り戻して20分の1以下であればクリアになり、計算の結果、0.14%であるということを確認しております。

2つ目の料金算定への影響が軽微であるかどうかということなのですが、併合する東京地区の直近の託送料金原価等を直近のガス需要量で割り戻した平均単価と、両地域の託送料金原価を足したものを両地域のガス需要量で割り戻した値、この格差が1%以内であるかどうかということが定められております。具体的な数字は、東京地区はこちらになりまして、その結果が20.70円ということになります。両地域足したものがこちらの数字になりまして、20.73円ということになります。そうしますと、格差は計算式のとおり、0.14%になるということで、算定規則の条件についてはクリアしているという確認をいたしました。

続きまして、ガス事業法の第48条第4項に定められている認可要件についてです。1つ目は、適正な原価に適正な利潤を加えたものという要件が定められております。

れども、既に東京地区等の託送料金につきましては経産大臣の認可を受けておりますので、適切であると認められると考えております。

2つ目の、託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないかという点でございます。これは3つの視点から審査をしておりまして、1つ目が、新たに併合後の東京地区等でガスの託送を受けようとする者について見たものです。これにつきましても、既に経産大臣の認可を受けていることから著しく困難にするおそれはないと認められると考えております。

それから、今度は併合される四街道地区側から見たものですが、現に託送供給約款によりガスの供給を受けている者につきましてです。今般、四街道地区には、併合されることによって、託送料金が値上げとなる供給地点が存在するのですけれども、直近の事業年度における実績から、今、四街道地区で託送供給を受けている小売は東京ガスの小売部門であるということになっております。この東ガスの小売部門における併合後の東京地区等の事業年度ごとの託送料金の支出総額は、併合前と比べて値下げとなることを見込まれる。それから、託送料金以外の主な変更点である45MJにするということから、著しく困難にするおそれはないと認められるというように考えております。

それから3つ目の、今既に東京地区等でガスの供給を受けている者ということにつきましては、何も今と変更はないので、託送供給を受けることを困難にするおそれがないと認められると考えております。

それからもう1つ、公共の利益の増進に支障がないかどうかという点でございますけれども、今回の変更で東京ガスは、併合される四街道地区の導管の維持オペレーションの効率化とか供給安定性の向上を見込んでいます。それから、今、四街道地区の需要家は、ガスの小売供給を東京ガスの小売部門以外から受けることができていないのですけれども、今後は、調べたところ、28社の中からガスの小売供給を受けることが可能であると考えています。また、今般のガス熱量の変更によって、ガスの消費機器の調整作業等を受ける必要があるのですけれども、その費用は東ガスの小売部門が負担する方針であって、それに伴う金銭負担は発生しないということから、公共の利益の増進に支障はないというように認められると考えております。

その他、第3から第5号は差別的な取扱いとかあるのですけれども、それにつきましても、今の東京地区の認可がされていることから支障はないと考えております。

こうした審査結果を踏まえまして、経済産業大臣には、認可することに異存はない旨、回答することとしたいと考えております。

その他、参考資料等がございますけれども、私からの説明は以上となります。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、各委員から質問、御意見はございませんでしょうか。

この値下げはドラスティックなのですけれども、それは要するに国産のガスを今まで使っていたのが、それなりにコストがかかっていたと。それを、東ガスのLNGから買うことによって安くできるから、そこで値段がこれだけ下がるということなのか。

○高橋管理官　　そうです。今までは余分に41MJだけで設備とか稼働していたのですけれども、それを廃止して、今度は東京地区になればスケールメリットが働いて、供給安定が見込めるということを考えているということです。

○八田委員長　　値段が3分の1まで下がるわけだから、フィックスコストがなくなるということだけなのですか。これを機会に国産のものは使わなくなると。

○高橋管理官　　使わなくなると聞いております。

○恒藤総務課長　　これは託送料金ですので、ガス自身の料金は入っておりません。ですので、原料が変わることの影響はここには入っていないと考えていただければと思います。要するに導管のコストに比べて、恐らく需要量の密度が薄いために単価が高いのではないかと、印象としてはそういうことではないかと思えます。

○八田委員長　　国産のガスにつながっているパイプラインのコストということではないわけですね。

○恒藤総務課長　　恐らくエリア全体の導管部門のコストが、需要家の需要密度で割ったときには、東京地区より四街道地区のほうが高いという、そういうことではないかと思うのです。

○圓尾委員　　ある意味、地方の小さな都市ガス会社の託送料金が高いのと同じような構造だと思うのです。

○稲垣委員　　本当に念のためなのですが、今の時点で、この変更に伴って、参入障壁を認めるような事実は把握されていないということでもいいのですよね。

○高橋管理官　　はい、そうです。

○八田委員長　　それでは、ただいまの説明のとおり、委員会として経産大臣へ、認

可することに異存がない旨、回答してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そうさせていただきます。

では、議題4です。託送供給等約款等以外の供給条件の認可及び承認について。これも高橋管理官から御説明をお願いいたします。

○高橋管理官 引き続き高橋でございます。資料6を御覧ください。今度は一般送配電事業者の話になります。

2ページ目で御説明させていただきます。経緯なのですが、7月に原子力変分改定について、賠償負担金とか廃炉円滑化負担金の回収等、これによって、託送料金の変更認可申請について御審議いただきましたが、それによって、この10月から託送供給等約款が変更になります。それに伴って、離島供給約款とか特定小売供給約款も変更の届出がありました。これらの変更に伴いまして、これまでも、この委員会で度々御審議いただいた託送供給等約款とか離島約款、それから特定小売供給約款に、よりがたい供給、それについてはコロナとか災害特例とかありましたけれども、これまで認可とか承認をされた措置につきまして、今後は10月1日から実施される託送供給約款、これによりがたい特例措置にはまだなっていないものですから、ということで、同じ内容でまた変更認可申請があったということでございます。

ですので、内容は全く同じものが申請されました。単純に託送供給約款に基づくものが、今のものから今後、10月1日から適用されるものに付け替えるという申請でございます。

資料は数百ページに及びますので御紹介しませんが、以前、お認めいただいた内容だと思いますので、御了承いただければと思います。

以上です。

○八田委員長 ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明のあったとおり、委員会として、経産大臣へ回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

第1部として予定していた議題は以上です。

—了—